

セーフティネット保証4号の認定申請における必要書類等について

○必要書類

- (1) 認定申請書【様式第4】
- (2) 売上高の推移表(4号)
- (3) 事業所概要書
- (4) 委任状 ※本人以外の者が申請する場合のみ

○認定基準

- イ) 申請者が、法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ロ) 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1カ月間の売上高又は販売数量(建築業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

○注意事項

【取り扱い】

- ・令和5年10月1日以降の市に対する認定申請分から、セーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症)における資金用途を借換に限定しています。なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可能です。

【委任状】

- ・認定申請に際して、申請者が金融機関担当者等に申請の権限を委任する場合は、委任状を提出してください。

【指定期間※1】

- ・令和2年2月18日から令和6年6月30日まで※2となります。

※1 指定期間とは認定申請ができる期間をいいます。

※2 指定期間は3ヶ月ごとに調査の上、必要に応じて延長されます。